

かんけいほうれい かんれんじょうぶん ばっすい
関係法令【関連条文の抜粋】

しょうがいしゃ けんり かん じょうやく
○障害者の権利に関する条約
 にほんせいふこうていやく
 (日本政府公定訳)

へいせい ねん がつ にち こくれんほんぶ ひじゆんしよ きたく
 平成26年1月20日 国連本部に批准書の寄託

へいせい ねん がつ にち こうふ およ こくじ じょうやくだい ごうおよ がいむしやうこくじだい ごう
 平成26年1月22日 公布及び告示(条約第1号及び外務省告示第28号)

へいせい ねん がつ にち にほんこくない こうりよくはっせい
 平成26年2月19日 日本国内において効力発生

だい じょう ていぎ
*** 第2条(定義)**

じょうやく てきやうじょう
 この条約の適用上、
 (略)

しょうがい もと さべつ しょうがい もと くべつ はいじよまた せいげん
 「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる差別、排除又は制限であつて、
 せいじてき けいざいてき しゃかいてき ぶんかてき しみんてき た ぶんや た もの
 政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と
 びやうどう き そ すべ じんけんおよ きほんてきじゆう にんしき きやうゆう また こうし
 の平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを
 がい また さまた もくてきまた こうか ゆう しょうがい もと さべつ
 害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる
 けいたい さべつ こうりてきはいりよ ひてい ふく ふく
 形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

こうりてきはいりよ しょうがいしゃ た もの びやうどう き そ すべ じんけんおよ きほんてき
 「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的
 じゆう きやうゆう また こうし かくほ ひつよう てきとう へんこうおよ ちやうせい
 自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であ
 くてい ばあい ひつよう きんこう しつ また かど
 つて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の
 ふたん か
 負担を課さないものをいう。

だい じょう いっぱんげんそく
*** 第3条(一般原則)**

じょうやく げんそく つぎ
 この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) こゆう そんげん こじん じりつ みずか せんたく じゆう ふく およ こじん じりつ そんちやう
 固有の尊厳、個人の自律(自ら選択する自由を含む。)及び個人の自立の尊重
- (b) むさべつ
 無差別
- (c) しゃかい かんぜん こうかてき さんかおよ ほうよう
 社会への完全かつ効果的な参加及び包容

- (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービス等の利用の容易さ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

*第4条 一般的義務

1 締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。

- (a) この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。
- (b) 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (c) 全ての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。
- (d) この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。
- (e) いかなる個人、団体又は民間企業による障害に基づく差別も撤廃するための全ての適当な措置をとること。

*第5条 平等及び無差別

1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。

2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。

3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。

4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この

じょうやく きてい さべつ かい
条約に規定する差別と解してはならない。

○障害者基本法 (改正 平成23年8月)

* 第2条(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

* 第4条(差別の禁止)

- 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
 - 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成二十五年法律第六十五号)

もくじ 目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(第六条)

だいさんしやう きやうせいき かんとうおよ じぎやうしや しやうがい りゆう さべつ かいしやう
第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するた
めの措置(第七条―第十三条)

だいよんしやう しやうがい りゆう さべつ かいしやう しえん そち だいいじゆうよんじやう
第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置(第十四条―
第二十条)

だいいちしやう ざっそく だいにじゆういちじやう だいにじゆうよんじやう
第五章 雑則(第二十一条―第二十四条)

だいろくしやう ばっそく だいにじゆうごじやう だいにじゆうろくじやう
第六章 罰則(第二十五条・第二十六条)

ふそく
附則

だいいししやう そうそく
第一章 総則

もくてき
(目的)

だいいちじやう ほうりつ しやうがいしやきほんほう しやうわよんじゆうごねんほうりつだいはちじゆうよんごう きほんてき
第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な
りねん すべて しやうがいしや しやうがいしや もの ひと きほんてきじんけん きやうゆう
理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有す
る個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される
けんり ゆう すべて しやうがい りゆう さべつ かいしやう すいしん かん きほんてき
権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的
な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するた
め だいいちしやう ざっそく だいにじゆうごじやう だいにじゆうろくじやう
の措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全
ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重
し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

ていぎ
(定義)

だいにじやう ほうりつ つぎ かくごう かなか ようご いぎ とうがいかくごう
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に
さだめるところによる。

いち しやうがいしや しんたいしやうがい ちてきしやうがい せいしんしやうがい ぱったつしやうがい ふく た しんしん
一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身
きのう しやうがい い か しやうがい そうしやう もの しやうがいおよ しやかいてき
の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的
しやうへき けいぞくてき にちじゆうせいかつまた しやかいせいかつ そうとう せいげん う じやうたい
障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある
ものをいう。

に しやかいてきしやうへき しやうがい もの にちじゆうせいかつまた しやかいせいかつ いとな うえ しやうへき
二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁
となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

さん ぎょうせい きかん とう くに ぎょうせい きかん どりつぎょうせいほうじんとう ちほうこうきょうだんたい ちほうこうえい
三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営
きぎょうほう しょうわにじゅうななねんほうりつだいにひやくきゅうじゅうにこう だいさんしゅう きてい てきぎょう う
企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける
ちほうこうきょうだんたい けいえい きぎょう のぞ だいななごう だいじゅうじょうおよ ふ そくだいよんじょうだいいつ
地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一
こう おな およ ちほう どりつぎょうせいほうじん
項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。

し くに ぎょうせい きかん つぎ かが きかん
四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

ほうりつ きてい もと ないかく お きかん ないかくふ のぞ およ ないかく
イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の
しよかつ もと お きかん
所轄の下に置かれる機関

ないかくふ くないちょうなら ないかくふ せつ ちほう へいせいじゅういちねんほうりつだいはちじゅうきぎょうごう だいに
ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四
じゅうきゅうじょうだいいつこうおよ だいにこう きてい きかん きかん に せいいい
十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち二の政令で
さだ きかん お きかん どうがいせいいい さだ きかん のぞ
定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

こっかぎょうせいそしきほう しょうわにじゅうさんねんほうりつだひやくにじゅうごう だいさんじょうだいにこう きてい
ハ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項に規定
きかん せいいい さだ きかん お きかん どうがいせいいい さだ
する機関(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定
める機関を除く。)

ないかくふ せつ ちほうだいさんじゅうきぎょうおよ だい ごじゅう ごじょうなら くないちょうほう しょうわ
二 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和
にじゅうにねんほうりつだいななじゅうごう だいじゅうろくじょうだいにこう きかんなら ないかくふ せつ ちほう
二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法
だいにじゅうじゅうおよ だいにじゅうろくじょう くないちょうほうだいにじゅうはちじょうだいいつこう じゅんよう
第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する
ばあい ふく とくべつ きかん せいいい さだ
場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

こっかぎょうせいそしきほうだいはちじょう に しせつとうきかんおよ どうほうだいはちじょう さん とくべつ
ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の
きかん せいいい さだ
機関で、政令で定めるもの

かいけいけんさいん
へ 会計検査院

こ どりつぎょうせいほうじんとう つぎ かが ほうじん
五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

どりつぎょうせいほうじん どりつぎょうせいほうじん つうそくほう へいせいじゅういちねんほうりつだひやくさんごう だいにじょう
イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条
だいいつこう きてい どりつぎょうせいほうじん おな
第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)

ほうりつ ちよくせつ せつりつ ほうじん とくべつ ほうりつ とくべつ せつりつこうい
ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつ
せつりつ ほうじん どりつぎょうせいほうじん のぞ また とくべつ ほうりつ せつりつ
て設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、
かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
せつりつ かん ぎょうせいちょう にか よう ほうじん せいいい さだ

ろく ち ほう どりつぎょうせいほうじん ち ほう どりつぎょうせいほうじん ほう へいせいじゅうごねん ほうりつだいひやくじゅうはちごう
六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)

だいにじょうだいいっこう きてい ち ほう どりつぎょうせいほうじん どうほうだいにじゅういちじょうだいさんごう かが
第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げ
る業務を行うものを除く。)をいう。

しち じぎょうしゃ しょうぎょう た じぎょう おこな もの くに どりつぎょうせいほうじんとく ち ほうこうきょうだんたい
七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体
および地方独立行政法人を除く。)をいう。

くにおよ ち ほうこうきょうだんたい せきむ
(国及び地方公共団体の責務)

だいさんじょう くにおよ ち ほうこうきょうだんたい ほうりつ しゅし しょうがい りゆう
第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする
差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければなら
ない。

こくみん せきむ
(国民の責務)

だいよんじょう こくみん だいいちじょう きてい しゃかい じつげん うえ しょうがい りゆう さべつ
第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の
解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよ
う努めなければならない。

しゃかいてきしょうへき じよきよ じっし ひつよう ごうりてき はいりよ かん かんきょう せいび
(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

だい ごじょう ぎょうせい き かんどうおよ じぎょうしゃ しゃかいてきしょうへき じよきよ じっし ひつよう
第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要か
つ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備
の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければなら
ない。

だいにしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん きほんほうしん
第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

だいろくじょう せいふ しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん せさく そうごうてき
第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ
一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針
(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

きほんほうしん つぎ かが じこう さだ
2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

いち しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん せさく かん きほんてき ほうこう
一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

（国等職員対応要領）

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

（地方公共団体等職員対応要領）

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員
対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が
適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるとき
は、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、
指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う
障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進
等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの
障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする
差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図
るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の
関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている
諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

じょうほう しゅうしゅう せいりおよ ていきょう
(情報の収集、整理及び提供)

だいじゅうろくじょう くに しょうがい りゆう さべつ かいしやう とりくみ し
第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、
こくないがい しょうがい りゆう さべつおよ かいしやう とりくみ かん じょうほう
国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報
しゅうしゅう せいりおよ ていきょう おこな
の収集、整理及び提供を行うものとする。

しょうがいしゃ さべつ かいしやう しえん ち いききやう ぎかい
(障害者差別解消支援地域協議会)

だいじゅうななじょう くに およ ち ほうこうきやうだんたい きかん いりやう かいご きやういく た
第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の
しょうがいしゃ じりつ しゃかいさん か かんれん ぶん や じむ じゆうじ い か こうおよ
障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及
じじやうだいにこう かんけいきかん とうがいちほうこうきやうだんたい くい き
び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域におい
かんけいきかん おこな しょうがい りゆう さべつ かん そうだんおよ とうがいそうだん かか じれい
て関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例
ふ しょうがい りゆう さべつ かいしやう とりくみ こうかてき えんかつ おこな
を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行
うため、かんけいきかん こうせい しょうがいしゃ さべつ かいしやう しえん ち いききやう ぎかい い か きやう
関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協
ぎかい そしき
議会」という。)を組織することができる。

ぜんこう きてい きやうぎかい そしき くに およ ち ほうこうきやうだんたい きかん ひつやう
2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要がある

みと きやうぎかい つぎ かか もの こうせいいん くわ
と認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

いち とくてい ひ えい りかつどうそくしん ほう へいせいじゅうねん ほうりつだいななごう だいにじょうだいにこう きてい
一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する

とくてい ひ えい りかつどうほうじん た だんたい
特定非営利活動法人その他の団体

に がくしきけいけんしゃ
二 学識経験者

さん た とうがいこくおよ ち ほうこうきやうだんたい きかん ひつやう みと もの
三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

きやうぎかい じむとう
(協議会の事務等)

だいじゅうはちじょう きやうぎかい ぜんじやうだいいっこう もくてき たつ ひつやう じょうほう こうかん
第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換すると
しょうがいしゃ そうだんおよ とうがいそうだん かかわ じれい ふ しょうがい りゆう
もに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする
さべつ かいしやう とりくみ かん きやうぎ おこな
差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

かんけいきかん およ ぜんじやうだいにこう こうせいいん じこう こうせいきかんと
2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、

ぜんこう きやうぎ けっか もと とうがいそうだん かかわ じれい ふ しょうがい りゆう
前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする

さべつ かいしやう とりくみ おこな
差別を解消するための取組を行うものとする。

きやうぎかい だいいっこう きてい じょうほう こうかんおよ きやうぎ おこな ひつやう みと
3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認め

また こうせいきかんと おこな そうだんおよ とうがいそうだん かかわ じれい ふ しょうがい
るとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を

りゆう さべつ かいしやう とりくみ かん た こうせいきかんと ようせい
理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった

場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った
障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な
協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところによ
り、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、
正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項
は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業
を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定める
ところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定める
ところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、
政令で定める。

だいろくしょう ばっそく
第六章 罰則

だいにじゅうごじょう だいじゅうきゅうじょう きてい いはん もの いちねん い か ちようえきまた ごじゅうまんえん
第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円
い か ばっきん しよ
以下の罰金に処する。

だいにじゅうろくじょう だいじゅうにじょう きてい ほうこく また きよぎ ほうこく もの
第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、
にじゅうまんえん い か かりよう しよ
二十万円以下の過料に処する。

ふそく
附則

しこうきじつ
(施行期日)

だいちじょう ほうりつ へいせいにじゅうはちねんしがつついたち しこう じじょう ふそく
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則
だいろくじょう きてい こうふ ひ しこう
第六条までの規定は、公布の日から施行する。

きほんほうしん かん けいか そち
(基本方針に関する経過措置)

だいにじょう せいふ ほうりつ しこうまえ だいろくじょう きてい れい きほん
第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本
ほうしん さだ ばあい ないかくそうりだいじん ほうりつ
方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の
しこうまえ どうじょう きてい れい こうひよう
施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 ぜんこう きてい さだ きほんほうしん ほうりつ しこう ひ だいろくじょう
前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条
きてい さだ
の規定により定められたものとみなす。

くにとうしょくいんたいおうようりょう かん けいか そち
(国等職員対応要領に関する経過措置)

だいきゅうじょう くに ぎようせいき かん ちようおよ どりつぎようせいほうじんとう ほうりつ しこうまえ
第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、
だいきゅうじょう きてい れい くにとうしょくいんたいおうようりょう さだ こうひよう
第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 ぜんこう きてい さだ くにとうしょくいんたいおうようりょう ほうりつ しこう ひ
前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日におい
だいきゅうじょう きてい さだ
て第九条の規定により定められたものとみなす。

ちほうこうきょうだんたいとうしょくいんたいおうようりょう かん けいか そち
(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

だいやんじょう ちほうこうきょうだんたい きかんおよ ちほうどりつぎようせいほうじん ほうりつ しこうまえ
第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前におい
だいきゅうじょう きてい れい ちほうこうきょうだんたいとうしょくいんたいおうようりょう さだ
ても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを
こうひよう
公表することができる。

2 (略)

(対応指針に関する経過措置)

第五條 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 (略)

(政令への委任)

第六條 (略)

(検討)

第七條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八條第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律 (障害者雇用促進法の改正) (平成25年法律第46号)

* 第34条～第35条(障害者に対する差別の禁止)

第34条 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

第35条 事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者とならざるべきと異なる取扱いをしてはならない。

* 第36条の2～4(雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置)

第36条の2 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者とならざるべきと異なる取扱いをしてはならない。

均等な機会の確保の支障となつている事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第36条の3 事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第36条の4 事業主は、前二条に規定する措置を講ずるに当たっては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

2 事業主は、前条に規定する措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

○手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（明石市）
（平成27年3月制定 4月施行）

* 第3条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) 社会的障壁 障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

- (4) 手話等コミュニケーション手段 独自言語としての手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆及び代読その他日常生活又は社会参加を行う場合に必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報及びコミュニケーション支援用具等をいう。
- (5) 合理的な配慮 障害者が日常生活又は社会生活において、障害のない人と同等の権利を行使するため、必要かつ適切な現状の変更及び調整等を行うことをいう。

* 第4条(市の責務)

市は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 公的機関及び事業者が合理的な配慮を行うことができるよう支援すること。
 - (2) 障害者、コミュニケーション支援従事者等、公的機関及び事業者の協力を得て、手話等コミュニケーション手段の意義及び基本理念に対する市民の理解を深めるための取組を行うこと。
- (以下、略)

※別紙「条例の概要」参照

以上